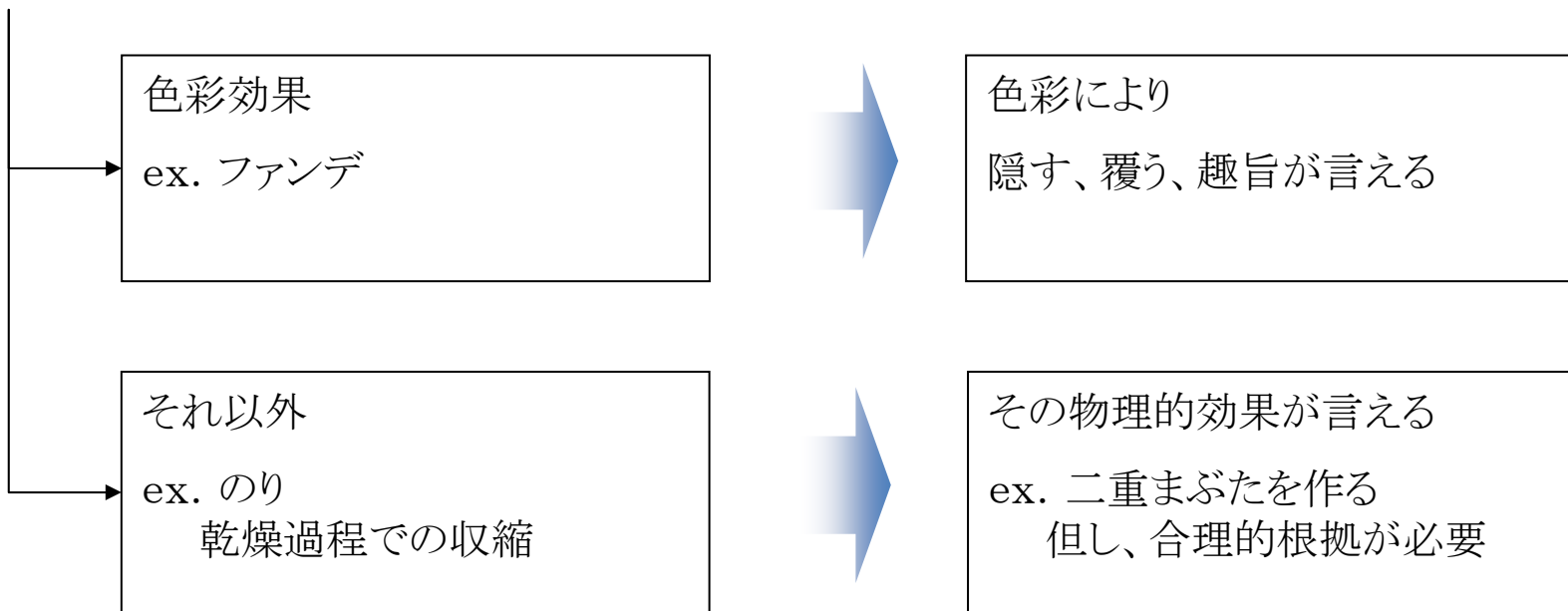


1. メーキャップ効果



2. B(ビフォア) – A(アフター)はNG

但し、素顔との比較によって「化粧例」「仕上がり感」として示すことは可能

平成 25 年 4 月 8 日

日本化粧品工業連合会

傘下会員各位

日本化粧品工業連合会

広告宣伝委員会委員長

メーキャップ化粧品の広告表現について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、日本化粧品工業連合会の諸活動に格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国医薬品等広告監視協議会（以下、「六者協」という。）と日本化粧品工業連合会との意見交換会の場で、六者協から「メーキャップ化粧品の広告表現」について、不適切なものが散見されるとの指摘があり、その後、六者協との協議を経て、別紙のとおり整理、取りまとめを行いましたので、ご連絡いたします。

傘下会員各位におかれましては、別紙「メーキャップ化粧品の広告表現について」の内容を踏まえ、引き続き「2012年版化粧品等の適正広告ガイドライン」を遵守されます様、お願い申し上げます。

敬具

平成 25 年 4 月 8 日

## メーキャップ化粧品の広告表現について

日本化粧品工業連合会  
広告宣伝委員会

日本化粧品工業連合会の自主基準「化粧品等の適正広告ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」における「メーキャップ化粧品」の広告表現については、下記のとおりとする。

## 記

## 1. メーキャップ化粧品の範囲

ガイドラインにおいて、「メーキャップ化粧品」の範囲は、薬事法第 2 条第 3 項で規定する化粧品の定義のうち「容貌を変える効果を主目的として使用される化粧品」であって、以下に適合するものとする。

「ファンデーション類」、「白粉打粉類」、「口紅類」、「眉目類化粧品類」及び「爪化粧品類」のいずれかに属するものであって色彩効果を有する化粧品（タルカムパウダー、リップクリーム等の色彩効果を有さない製品は除外する）。

※ [参考] 昭和 55 年 10 月 9 日付薬発第 1341 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品及び化粧品の効能の範囲の改正について」別記

## 2. メーキャップ効果の範囲

メーキャップ効果とは、「メーキャップ化粧品」による色彩効果を原則とするが、「メーキャップ化粧品」以外の化粧品による「色彩効果以外の物理的な効果」についても、メーキャップ効果を表示し、広告することは事実を反しない限り認められる。

※ [参考] 化粧品の効能については現在 56 の効能の範囲が認められているが、「メーキャップ効果」については、効能の範囲に関する規定に係わらず、平成 13 年 3 月 9 日付医薬監麻発第 288 号厚生労働省医薬局監視・指導麻薬対策課長通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において、「化粧くずれを防ぐ」、「小じわを目立たなく見せる」、「みずみずしい肌に見せる」等のメーキャップ効果を表示し、広告することは事実を反しない限り認められるものとされている。

### 3. 色彩以外の物理的なメーキャップ効果の取扱い

まぶたを糊のようなもので貼り合わせて一時的に二重まぶたを形成する効果や美容液等の皮膜形成成分が乾燥過程での収縮等の物理的效果により容貌を変える等の効果についてはメーキャップ効果（容貌を変える効果）の範囲とも考えられるが、ガイドラインにおけるメーキャップ化粧品の効果に関する表現の範囲の規定を一律的に適用しない。

なお、これは「物理的なメーキャップ効果」の標榜を原則的に妨げる趣旨のものではなく、根拠データを保持する等、事実の範囲であり、化粧品の定義の範囲を逸脱しない場合にあっては、表示し、広告することは可能な範囲と考えるものである。しかしながら、効果の発現率或いはその程度に応じて、相応する表現が異なることから、一律に扱うのではなくケースバイケースで判断するべきものである。

### 4. メーキャップ効果の具体例

#### (1) メーキャップ効果の基本的概念

色彩により、覆う、隠す、見えにくくする等の物理的效果であり、事実の範囲内で化粧品の定義の範囲を逸脱しない表現については化粧品の効能効果の範囲に係わらず表示し、広告することを可能とする。

#### 【ガイドラインにおいてメーキャップ効果が言及されている項目と記載のポイント】

- ・ E 1 4 薬用化粧品・一般化粧品における美白表現の範囲  
⇒メーキャップ効果により肌を白くみせる旨が明確に記載されていること
- ・ E 1 7 エイジングケアの表現  
⇒メーキャップ効果等の物理的效果による「エイジングケア」を表現することは、事実  
に反しない限り可能である

#### (2) 使用前・使用後の図面、写真等について

化粧品の効能効果に関する使用前後の比較については、保証表現となるので認められていない。ただし、口紅の色の説明やファンデーション、アイシャドウ等によるメーキャップの効果を、素顔との比較によって「化粧例」或いは「仕上がり感」として示すことは差し支えないものとする。

(以上)